

大府市提案型緑花推進事業 提案募集要項

1. 応募の対象となる事業

- 交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりです。
 - ◇ 市の公共用地で実施する事業
 - ◇ 市内の緑花推進を図ることができる事業
 - ◇ 市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
 - ◇ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まる事業
 - ◇ 事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- 次の事業は交付金の交付の対象となりません。
 - ◇ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ◇ 学術的な研究又は事業実施を伴わない調査を目的とする事業
(政策の提案又は政策の立案のための調査等)
 - ◇ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ◇ 対象者が市外の者であること等、事業の主たる効果が市外で生じる事業
- 事業は必ず令和7年3月末日までに終了しなければなりません。数年間の継続事業の場合は、年度毎の目標を定め、年度毎に申請し、審査を受け、成果報告をしていただきます。

2. 応募対象団体

- 応募できる団体は、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ◇ 市内に事務所又は活動拠点を有し、市民の自主的若しくは自発的な参加により行われる活動を市内で継続的に行っている団体、又はこれから行う予定の団体であること。
 - ◇ 組織の運営に関する規則（規約、会則等を含む。「はじめの一步」部門は除く。）及び会員名簿があり、団体及び実施する事業の責任者が特定できること。
 - ◇ 3人以上の会員で組織していること。
 - ◇ 予算及び決算を適正に行っており、事業の成果報告及び会計報告ができる能力を有していること。
 - ◇ 当該事業を遂行できる能力又は実績を有していること。
 - ◇ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主

たる目的とする団体でないこと。

- ◇ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ◇ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員及びその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

3. 部門

- 次の表に定める部門に申込みことができます。

部門名	概要
はじめの一步 【先着 10 団体】	緑化活動が初めての方や、小さな活動から始めたい方にピッタリ！（各団体 2 年目まで申込が可）
中級 【先着順】	団体としてしっかりとした活動を行い、まちの緑化に貢献したい団体にピッタリ！
上級	周辺住民を巻き込んで一定程度の規模の緑化を行い、継続的に活動したい団体にピッタリ！

4. 補助の対象となる経費

- 次の表に定める、事業（活動）に必要な経費が対象となります（「はじめの一步」部門は除く）。

ただし、役員及び会員の人件費及び食糧費を除きます。

費 目	補助対象経費
報償費	講師謝礼、記念品代、活動謝礼など
旅費	運賃（公共交通機関）など
需用費	消耗品費、車両の燃料代、チラシ等の印刷製本費など
役務費	執筆料、傷害保険料、通信運搬費（切手・ハガキ）など
使用料、賃借料	車両・機器のレンタル料、有料道路通行料など
委託費	各種事務、事業の委託に対する経費
工事費	土地・工作物などの造成、製造や改造の工事費
原材料費	工事材料費、加工用原材料費
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

5. 交付金の額

- 交付金の額の上限は、各部門において次のとおりです。
 - ①はじめの一步 1万円相当額（花種や肥料など。詳細は企画提案書）
 - ②中級 5万円
 - ③上級 20万円（上限）
- 上級部門は、市緑化推進委員会にて、企画提案書等を審査し、その結果を受けて市長が交付するか否か及び交付金額を決定します。
- 中級部門は、予算の範囲内にて先着順で決定します。

6. 応募方法

- 応募受付期限 令和6年4月26日（金）【中級・上級部門】
※「はじめの一步」部門は、令和7年2月28日まで
随時受け付けます。
- 提出先 大府市役所 4階 水緑公園課
- 必要書類
 - ① 補助金等交付申請書（様式）
 - ② 企画提案書（様式）
 - ③ 団体の規約又は定款（任意様式）
 - ④ 団体の役員名簿（任意様式）
 - ⑤ 事業の参考となる資料（任意様式）※「はじめの一步」部門は、専用の企画提案書のみ提出

7. 選考方法

- 中級・上級部門の応募団体は、事業内容を令和6年5月中旬頃に実施する大府市緑化推進委員会の場で、説明していただきます。日時などの詳細は、後日連絡します。
※中級・上級部門団体は、内容に大幅な変更がなく継続の場合には、2年目・3年目の説明は不要です。
- 説明は1団体5分以内として、その後、市緑化推進委員による質疑応答を設けております。説明方法は提出された企画提案書により口頭説明とします。
- 交付金などの審査結果は後日、審査団体に事務局から連絡します。

8. 選考基準

- 選考基準は、次の4つの視点から選考します。
 - ◇ 公益性
大府市の緑花推進を図ることができる事業であるか。
 - ◇ 有益性
市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できるか。
 - ◇ 協働性
協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるか。
 - ◇ 実現性
協働事業を提案する団体が実施することが可能であるか。

9. 事業の計画の変更

- 基本的に、計画の変更はできませんが、やむをえない事情により変更が必要な場合は、補助事業等計画変更届を提出する必要があります。

10. 事業が完了したら

- 事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は令和7年3月末のいずれか早い日までに次の書類を作成し提出してください。
 - ① 補助事業等実績報告書
 - ② 事業の実施にあたって作成又は配布したパンフレット、チラシ、ポスター等参考となる資料（任意様式）
 - ③ 事業の実施状況が分かる写真（任意様式）
 - ④ 事業の参考となる資料（任意様式）
- 事業の途中経過確認のため、中間報告をしていただきます。（8月末頃）
※「はじめの一步」部門は不要。

11. 問合せ先

大府市役所 水緑公園課 緑花公園係
〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地
(TEL) 45-6236 (FAX) 47-3347